

## 観音寺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅（以下「危険住宅」という。）の移転を促進し、市民の安全を確保するため、移転を行う者に対し、観音寺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(1) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のア若しくはイに該当する区域に存する既存不適格住宅又はアからエまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの（避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。）をいう。

ア 建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）第4条第1項の規定により香川県知事が建築を制限している区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条の規定により香川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

ウ 土砂災害防止法第4条第1項に定めた基礎調査を完了し、イに掲げる区域に指定される見込みのある区域

エ 補助金の交付申請の時点において、過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域

(2) 移転 危険住宅の除去等（市内に本社及び営業所を有する事業者が行う当該

住宅の撤去、動産の移転、仮住居の賃借、跡地の整備及びその他移転に伴うものをいう。以下同じ。)及び危険住宅に代わる住宅の建設等(住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をいう。以下同じ。)をいう。

(3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(補助対象危険住宅)

第3条 補助金の交付対象となる危険住宅(以下「補助対象危険住宅」という。)は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 危険住宅に代わる住宅の建設等にあつては、当該住宅が第2条第1号に掲げる区域に含まれないこと。

(2) 危険住宅に代わる住宅の新築にあつては、当該住宅が省エネ基準に適合するものであること。

(3) 補助金の交付申請の時点において、特定行政庁から法第9条第1項の規定に基づく措置をとることを命じられていないなど、同法の重大な違反に該当するものがないこと。

2 補助対象住宅の除却後の跡地は、住宅の敷地として使用してはならない。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 移転を行う補助対象危険住宅の所有者(当該所有者から当該住宅の移転についての承諾を得た者を含む。)であること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 市税を完納している者であること。

(補助対象事業費及び補助金の額)

第5条 補助対象事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅の位置図、配置図、がけ断面図及び危険住宅所在地の土地登記簿謄本
  - (2) 危険住宅の除却等の見積書及び危険住宅に代わる住宅建設等の見積書の写し
  - (3) 借入金償還に関する関係証明書
  - (4) 現況写真
  - (5) 市税の滞納がないことを証する書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認め補助金を交付すべきものと決定したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 申請者は、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業の中止又は廃止の届出があった場合は、交付の決定がなかったものとみなす。

3 申請者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、申請内容の大幅な変更該当しない変更内容であれば、その限りでない。

- (1) 危険住宅の除却等の見積書及び危険住宅に代わる住宅建設等の見積書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、相当と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（完了期日の変更）

第9条 申請者は、当該事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（完了報告）

第10条 申請者は、当該事業が完了したときは事業完了の日から起算して1月を経過する日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅に代わる住宅の登記簿謄本及び土地の登記簿謄本（土地取得があった場合）
- (2) 危険住宅に代わる住宅の附近見取図、配置図及び平面図
- (3) 除却等に係る契約書及び要した経費の領収書の写し
- (4) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に係る契約書及び要した経費の領収書の写し
- (5) 借入金償還に関する関係証明書
- (6) 危険住宅に代わる住宅の完成写真及び施工前及び施工後における除却跡地の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の完了報告書を受領したときは、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該報告に係る成果が交付の決定内容に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受領したときはこれを審査し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、次に掲げる理由のいずれかに該当した場合においては、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 確定した額が交付決定の額に満たないとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他関係法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助対象事業費

	経費区分	補助事業の内容	補助金額
事業費	危険住宅の除却等に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用(撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う経費)を補助する。	危険住宅の除却に要する費用については、国が定める額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める。ただし、当該経費が限度額に満たない場合はその額とする。その他除

			却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり97万5千円を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を補助する。	1戸当たり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の観音寺市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に申請した補助金の交付について適用し、同日前に申請した補助金の交付については、なお従前の例による。